

『中小企業と銀行取引 56』

ノン・リコースローン台頭 (既存銀行を変える貸出手法)

先月の金融専門紙に、ある外資系銀行がノン・リコースローンを活用して貸出を伸ばしているという記事が出てきた。又これも最近の話だが、ノンバンク大手オリックスの契約社員となった知人が、やはりノン・リコースローンを積極的に取扱っているのが対象となるようなお客がいたら紹介して欲しいと云ってきた。

ノン・リコースローン、若しかしたらこの新しい融資形態が日本の金融風景に風穴を開けるかもしれない。外資系であろうとノンバンクであろうと、既存の融資システムに変更や修正を迫る動きは歓迎するところである。

このような貸出手法があるのを私が知ったのは僅か2年前のことだ。レポートでも一寸触れたことがあるが、金融の現場で実際に浸透してゆくのは難しいのではないかと考えていた。しかし現実の動きは、私の予想を超えているようだ。

ノン・リコースローンはリコースローンの反対語である。この言葉の中核であるリコースとは「遡及される」という意味だそうだが、一つの融資が行われ、その目的に添って資金が使われたにも拘わらず、その事業(プロジェクト)が失敗に帰して返済不能に陥った時、債務者並びに連帯保証人に返済義務が遡及して行くのがリコースローンである。ノン・リコースローンは、それとは逆に、債務者の返済義務がプロジェクトに限定され、それ以上遡及しない形態の融資手法を云う。同じローンでも中味が大きく異なるのだ。

そういう分類で云えば、日本の金融機関が採っている融資手法は全てリコースローンである。一般融資であっても、住宅ローンであっても、あるいは政府系金融機関であっても、貸出は全てリコースローンであったし今もそうである。若し債務者が返済不能に陥り、差し入れてあった担保を処分しても債務が残った場合、その残りの債務も債務者及び連帯保証人が返済義務を負うのが当然の仕組みとなっている。このことに何の疑問を覚えずにここまで来た。この常識は「日本の常識」に過ぎなかった。

ノン・リコースローンは、融資に伴って発生す

る求償権の範囲を物的担保に限定し、それ以外には遡及しない。万一担保物件を処分しても全額返済に足りない場合、それに対する一切の債務が免責される。云ってみれば、銀行は融資目的以外に返済原資を求めることができなくなるローンがノン・リコースローンなのである。

それはいいローンだ、そう思う経営者もいると思うが、しかしそれだけにノン・リコースローンは厳しい側面も持っている。担保は差し入れた担保だけに限定される分金融機関の貸出リスクは高まる。当然借入金利は通常より高くなり、担保評価も厳しくなる。つまりは借入が簡単ではなくなる。でも差し入れた担保だけしか追求されないし、連帯保証人も不要となる。

両者から自由に選べるとしたら、貴方はどちらのローンを選ぶだろうか。私だったらノン・リコースローンを選びたい。それは債務者の責任の範囲が明確になるというだけでなく、金融機関の融資業務における自己規律が良い方向に働くのではないかと考えるからである。

自分自身がその只中にいたから云う訳ではないが、我が国の金融システムの中で、貸し手である金融機関と借り手である企業はお互い甘えあってきた。その背景には、不動産という価値が下がらない(と信じられてきた)担保が存在することが前提となっていたが、根本的には我が国の融資が全てリコースローンで構成されていたことにあると思うのだ。

リコースローンは求償権を追求できる範囲が広がるから、必然的に担保や保証人に依存する度合いを高めてゆく。ノン・リコースローンは、当該融資対象のプロジェクトしか返済原資はないからそうはいかない。当然債務者を厳しく査定し当該プロジェクトを厳密の審査する。となれば、凭れ合いは許されなくなる。

推測するに、ノン・リコースローンは先ず不動産投融資の分野で普及してゆく。これからは借入で不動産投融資を行う者は、融資物件以外の担保や保証人は要らなくなる。それらを求める銀行があったらそれは駄目銀行となる。その次には住宅ローンに普及してゆくと思う。購入住宅を手放しても借入が残るなどという問題はいずれ消えて行く。しかし残念ではあるが、一般企業向け融資への普及は未だ相当の時間がかかるだろう。